



長野県告示第290号

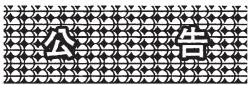
社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第460号）の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年5月14日

長野県知事 村井 仁

第3の表の病休代替職員雇用事業の項中「市町村等にあっては、」及び「社会福祉法人等にあっては3分の2以内」を削る。

子ども支援課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月14日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

社会福祉研修事業（社会福祉専門研修）委託

(2) 事業等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 委託期間

契約日から平成20年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去3年間に一回以上、委託業務と同程度の内容及び規模の研修を実施した実績のある者又は委託業務の確実な実施が見込まれる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県社会部地域福祉課

電話 026 (235) 7114

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年5月28日（月）午前12時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県社会部地域福祉課（必着）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年5月29日（火）午前9時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟404号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

地域福祉課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月14日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ飯田店

飯田市鼎名古熊2469ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	ユニー株式会社	ユニー株式会社
住所	愛知県稲沢市天池五反田町1	愛知県稲沢市天池五反田町1
代表者の氏名	佐々木 孝治	前村 哲路

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	ユニー株式会社	ユニー株式会社
住所	愛知県稲沢市天池五反田町1	愛知県稲沢市天池五反田町1
代表者の氏名	佐々木 孝治	前村 哲路

4 変更した年月日

平成19年2月21日

5 届出年月日

平成19年4月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年5月14日から平成19年9月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

県営大河原堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成19年5月14日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営大河原堰地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年5月15日から6月11日まで

3 縦覧の場所

茅野市役所

農地整備課

公告

平成19年5月1日、伊那市新山土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年5月14日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年5月7日、立科土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年5月14日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月14日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県佐久合同庁舎空調設備保守点検業務

(2) 役務の特質

長野県佐久合同庁舎の空調設備の保守点検業務

(3) 履行期間

平成19年6月1日から平成20年3月31日まで

(4) 履行場所

佐久市跡部65-1

長野県佐久合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去に5階建て以上の建物において空調設備の保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 冷温水発生機、冷温水ポンプ、空気調和機、ファンコイルユニット、送風機、排風機及び自動制御監視盤について、すべてを一括して保守点検業務を誠実に履行した実績（その一部についてメーカー等から技術員派遣を受けた場合を含む。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所 地域政策課

電話 0267 (63) 3131

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年5月29日 午後2時

イ 場所 長野県佐久合同庁舎 501会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年5月25日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

諏訪郡富士見町による西村汐地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年5月14日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

- 1 土地改良事業の名称
ため池等整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成16年4月28日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
諏訪郡富士見町
- 4 事務所の所在地
諏訪郡富士見町落合10777番地
- 5 工事着手年月日
平成16年8月9日
- 6 工事完了年月日
平成19年2月8日

農地整備課

公告

諏訪郡富士見町による東原地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年5月14日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

- 1 土地改良事業の名称
元気な地域づくり交付金
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成17年6月15日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
諏訪郡富士見町
- 4 事務所の所在地
諏訪郡富士見町落合10777番地
- 5 工事着手年月日
平成17年9月20日
- 6 工事完了年月日
平成19年2月9日

農地整備課

公告

茅野市池の平土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成19年5月14日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

理事

新任

氏名	住所
篠原 新太郎	茅野市北山1902番地
両角 清志	茅野市北山2503番地
北澤 正直	茅野市北山2623番地
両角 重喜	茅野市北山2143番地
北澤 健	茅野市北山2633番地1
両角 善太郎	茅野市北山2815番地

重任

氏名	住所
両角 忠次	茅野市北山2712番地
両角 和文	茅野市北山2582番地2
両角 徳幸	茅野市北山2742番地
両角 喜文	茅野市北山2129番地
両角 権蔵	茅野市北山2546番地

退任

氏名	住所
両角 勝平	茅野市北山3416番地44
両角 武晴	茅野市北山2781番地
両角 吉人	茅野市北山2507番地
両角 英晴	茅野市北山2766番地1
守矢 美吉	茅野市北山3419番地1
北澤 澤登	茅野市北山2616番地

監事

新任

氏名	住所
両角 勝利	茅野市北山2741番地
両角 健身	茅野市北山2525番地
両角 隆博	茅野市北山2520番地

退任

氏名	住所
両角 英吉	茅野市北山2161番地1
両角 邦二	茅野市北山2837番地
両角 麻司	茅野市北山2790番地

農地整備課

公告

上伊那郡西天竜土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年5月14日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

理 事

新 任

氏 名	住 所
唐沢 良男	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2155番地
鈴木 恭一郎	伊那市西箕輪3003番地
日野 和司	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9585番地
原 光治	上伊那郡南箕輪村7778番地
加藤 高人	上伊那郡南箕輪村6464番地
有賀 武雄	上伊那郡南箕輪村4767番地2
征矢 朝喜	上伊那郡南箕輪村464番地
大野 智司	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12736番地1

重 任

氏 名	住 所
有賀 正	上伊那郡南箕輪村4957番地
平井 真一	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11952番地2
岡田 米造	上伊那郡辰野町大字伊那富7793番地
花岡 孝治	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2656番地3
原 長四郎	伊那市伊那1438番地
正木 計彦	伊那市伊那1156番地1
堀田 明男	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9869番地
上島 喜代克	上伊那郡辰野町大字伊那富6054番地
安積 正一	上伊那郡南箕輪村2518番地
堀 精治	上伊那郡南箕輪村16番地イ号2

退 任

氏 名	住 所
市川 覚	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10163番地
倉田 庄衛	上伊那郡南箕輪村3463番地
池田 智志	上伊那郡南箕輪村8313番地2
井澤 俊英	上伊那郡箕輪町大字中箕輪3100番地3
丸山 幹男	上伊那郡南箕輪村8012番地1
白澤 澄生	伊那市西箕輪6984番地
加藤 忠秋	上伊那郡南箕輪村6473番地
小池 和男	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12143番地2

監 事

新 任

氏 名	住 所
鈴木 恒雄	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9713番地1
有賀 鉄志	上伊那郡南箕輪村8343番地2
唐沢 勇	伊那市伊那7880番地

重 任

氏 名	住 所
宮原 正廣	上伊那郡辰野町大字伊那富8549番地

退 任

氏 名	住 所
山岸 東治	伊那市伊那7956番地
征矢 廣行	上伊那郡南箕輪村587番地
大槻 正春	上伊那郡箕輪町大字中箕輪514番地2

農地整備課

公告

松本市鎖川右岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年5月14日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

理 事

新 任

氏 名	住 所
小松伸一	松本市大字今井2300番地1

退 任

氏 名	住 所
田中文雄	松本市大字今井2198番地

農地整備課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年5月14日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

理 事

新 任

氏 名	住 所
鈴木栄一	長野市桜新町750番地48

退 任

氏 名	住 所
小池睦雄	長野市鶴賀緑町1613番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
大平靖長	長野市吉田5丁目31番地11-7号

退 任

氏 名	住 所
善財孝文	長野市豊野町豊野631番地

農地整備課

公告

中野市豊井土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年5月14日

長野県北信地方事務所長 海野忠一

理 事

新 任

氏 名	住 所
臼井信幸	中野市大字上今井2314番地
浅沼忠治	中野市大字大俣601番地1
松島達昭	中野市大字栗林574番地

重 任

氏名 住所
 小林 進一郎 中野市大字上今井2644番地1
 藤田 三夫 中野市大字上今井676番地1
 小林 幸孝 中野市大字上今井617番地
 小林 澄男 中野市大字栗林546番地
 神田 明光 中野市大字上今井642番地1
 佐藤 俊彦 中野市大字上今井626番地
 西野 保 中野市大字上今井2666番地
 神田 行延 中野市大字上今井3785番地
 神田 政秀 中野市大字上今井598番地
 小林 憲司 中野市大字上今井541番地
 清水 隆一 中野市大字栗林666番地

退任

氏名 住所
 神田 寿一 中野市大字上今井2676番地2
 馬場 一郎 中野市大字大俣69番地
 清水 武祐 中野市大字栗林653番地

監事

新任

氏名 住所
 神田 寿一 中野市大字上今井2676番地2

重任

氏名 住所
 神田 勤一郎 中野市大字上今井539番地
 小林 稔 中野市大字上今井654番地1
 松島 吉右門 中野市大字栗林640番地

退任

氏名 住所
 小林 信重 中野市大字上今井2661番地

農地整備課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上小地方事務所に備え置きます。

平成19年5月14日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

1(1) 申請人の住所氏名

北佐久郡軽井沢町大字追分269-12

有限会社ハウスピア

代表取締役 小松 克行

1(2) 指定年月日

平成19年4月11日

1(3) 指定番号

佐久第295号

1(4) 指定した場所

北佐久郡軽井沢町大字長倉字上本田1529-9、1532-8、
1532-9

1(5) 道路の幅員 6.00メートル

1(6) 道路の延長 76.50メートル

- 2(1) 申請人の住所氏名
 北佐久郡軽井沢町大字長倉3732-6
 有限会社さざわ地建
 代表取締役 笹沢 三男
- (2) 指定年月日
 平成19年4月23日
- (3) 指定番号
 佐久第296号
- (4) 指定した場所
 北佐久郡軽井沢町大字長倉字清蔦3390-97、3390-109、
3390-112、3390-114、3390-115
- (5) 道路の幅員 4.00メートル
- (6) 道路の延長 32.50メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上小地方事務所に備え置きます。

平成19年5月14日

長野県上小地方事務所長 安江 幸大

1(1) 申請人の住所氏名

上田市神畑86-8

有限会社美松

代表取締役 近藤 豊子

2(2) 指定年月日

平成19年4月16日

3(3) 指定番号

上小第693号

4(4) 指定した場所

東御市田中字下沖268-3

5(5) 道路の幅員 4.75メートル

6(6) 道路の延長 28.29メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所に備え置きます。

平成19年5月14日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂 正巳

1(1) 申請人の住所氏名

上伊那郡飯島町七久保1603-16

有限会社大越建工

代表取締役 小松 智子

2(2) 指定年月日

平成19年4月4日

- (3) 指定番号
上伊那第472号
- (4) 指定した場所
上伊那郡飯島町飯島2777-4
- (5) 道路の幅員 4.50メートル
- (6) 道路の延長 91.89メートル

- 2(1) 申請人の住所氏名
駒ヶ根市北町22番1号
株式会社ヤマウラ
代表取締役 澤田英明
- (2) 指定年月日
平成19年4月13日
- (3) 指定番号
上伊那第483号
- (4) 指定した場所
駒ヶ根市赤穂4052-2
- (5) 道路の幅員 6.10メートル
- (6) 道路の延長 58.20メートル

建築管理課

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北信地方事務所に備え置きます。

平成19年5月14日

長野県北信地方事務所長 海野忠一

- 1 申請人の住所氏名
中野市中野1602-イ
吉岡喜芳
- 2 指定年月日
平成19年3月30日
- 3 指定番号
北信第134号
- 4 指定した場所
中野市大字中野字阿弥陀堂前1508-9
- 5 道路の幅員 6.01メートル
- 6 道路の延長 4.15メートル

建築管理課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置きます。

平成19年5月14日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

- 1(1) 申請人の住所氏名
安曇野市穂高有明2572-1
有限会社あづみ野宅建
代表取締役 松島一雄美
- (2) 指定年月日
平成19年4月24日
- (3) 指定番号
松本第233号
- (4) 指定した場所
安曇野市穂高有明5077-13
- (5) 道路の幅員 5.0メートル
- (6) 道路の延長 50.2メートル

- 2(1) 申請人の住所氏名
安曇野市豊科4270-6
株式会社あづみ開発
代表取締役 手塚博也
- (2) 指定年月日
平成19年4月27日
- (3) 指定番号
松本第234号
- (4) 指定した場所
安曇野市穂高柏原1570-1
- (5) 道路の幅員 5.21メートル
- (6) 道路の延長 94.98メートル

建築管理課

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年5月14日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

- 1(1) 許可番号 平成18年10月3日
長野県松本地方事務所指令18松地政第34-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1788-11
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘原新田186-18
有限会社小松不動産 代表取締役 小松博義
- 2(1) 許可番号 平成19年3月15日
長野県松本地方事務所指令18松地政第34-13号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科5467-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科5470-3 青柳和水

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年5月14日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

1 (1) 許可番号 平成18年12月18日

長野県長野地方事務所指令18長地政第2-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂5丁目855-9の内、855-15、860-1の内、860-6、860-7の内、860-8、861-1の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市中御所2丁目23-6

三洋開発株式会社 代表取締役 長谷部勝巳

2 (1) 許可番号 平成17年5月10日

長野県長野地方事務所指令17長地建第11-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂南2丁目1934-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市墨坂南3丁目1-8

旭日管機株式会社 代表取締役 上野恒夫

建築管理課

建築管理課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成19年5月14日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

1 審査の種類、期日及び場所

種類		期日	場所
技能検定員審査	知識・技能 (普通)	平成19年6月18日(月) 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能 (大型二種、中型二種、普通二種)	平成19年6月14日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (中型)	平成19年6月14日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成19年6月27日(水) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能 (普通)	平成19年6月25日(月) 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能 (大型二種、中型二種、普通二種)	平成19年6月14日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (中型)	平成19年6月14日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成19年6月29日(金) 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、中型又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識法令	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通、中型又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。